

次のものを必ずご持参ください。

△臨時雇用費の控除を受けるかたは、雇用控帳、支払い金額などを証明できる資料。

△標準外経費として別途控除対象となる大型農機具（トラクターやコンバインなど）などを11年中に購入したかたは、購入年月、

購入価格などを証明できる書類（売買契約書など）。

△農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など、収入金額がわかる書類。

譲渡所得があるかたは

譲渡所得の申告相談は税務署で指定された日に行ってください。

なお、譲渡所得のほかに農業所得もあって、農業所得分だけを事前に相談したいかたは、税務署に申告する前に市県民税の申告相談会場へおいでください。



市県民税の申告相談日

相談期間は、二月一日から三月十五日までです。はじめに、農業所得があるかたで、税務署から確定申告書が送られたかたを対象に、次日の日程で申告相談を行います。どうぞ通知書の指定日にご来場ください。指定日に都合の悪いかたは、相談期間中で都合のつく日においでください。

期日	相談受付区域
2/1(火)	下川沿地区
2(水)	二井田地区
3(木)	上川沿・大館地区
4(金)	真中・大館地区
7(月)	長木地区
8(火)	十二所地区
9(水)	花岡・矢立地区
10(木)	糸迦内地区

会場 中央公民館第1・第2研修室（1階）

△申告書と印鑑
△11年中に支払った生命保険料（個人年金保険料を含みます）や損害保険料の控除証明書（保険会社で発行します）。

△給与所得や年金所得があるかたは源泉徴収票。
△営業所得や不動産所得があつたかたは、申告書と一緒に送られた取支計算書（記入して持参ください）と帳簿などの関係書類。
△その他、必要と思われる領収書や証明書など。

所得税の確定申告は
2月15日から3月15日まで
十一年分の所得税の確定申告は二月十五日から三月十五日までです。税務署から所得税の確定申告書が送られたかた（農業所得のあるかたを除きます）は、税務署へ申告してください。税務署へ申告しますと、市県民税の申告は必要ありません。

所得税の確定申告についての
お問い合わせは



税務課市民税係 ☎ 49-3111
(内線232・233・216)

期間内に正しい申告を！

期限までに申告をしなかつたり、誤った申告をすると、控除が一部できなくなるほか、所得証明書の発行もできなくなります。自分の所得を最も知っているのは、納税者の皆さん自身です。期間内に正しい申告をしましょう。

お問い合わせは

大館税務署

☎ 42-1836